

(地 66) (健 II 63)
令和 2 年 4 月 2 3 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広
釜 范
長 島 公



新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策における救急医療体制の構築にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

国としては、同事務連絡により、生命の危険がある救急患者は新型コロナウイルス感染症が疑われる場合においても、速やかに受け入れること、それ以外の救急患者についても発熱や呼吸器症状等があることのみをもって受け入れを断らないこと、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は都道府県調整本部との調整結果に従うこと等について、都道府県等に対し、管下医療機関関係者への周知を要請しております。

しかし同事務連絡は、本会との事前調整がないまま発出されたものであります。また、本会が国に対して再三要望しているとおり、医療現場で感染防護具不足が深刻化している現状では、救急患者の受け入れを一律に求めることは困難であります。

本会といたしましては、各都道府県医師会が、行政と連携しながら都道府県協議会等を主導し、地域／都道府県域／広域の救急搬送・救急医療や入院調整等の医療提供体制を構築・実践していくことが、実効性ある新型コロナウイルス感染症対策であると認識しております。

貴会におかれましては、従前の初期・二次・三次救急医療体制による役割分担や連携とともに、それぞれの地域の実情に応じた救急患者の搬送・転院搬送や受入体制の充実方策につき、なお一層のご高配をお願い申し上げます。また、貴会管下郡市区医師会等や関係医療機関への本件の周知方につきましてもお願いいたします。

追って、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について」及び総務省消防庁事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について（依頼）」（別添略）を併せてお送りいたします。

事務連絡
令和2年4月18日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施について

平素より、救急医療提供という重責を担われている救急医療関係者に対し、心から敬意を表します。

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）等において、各都道府県に対して、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れる重点医療機関の設定や入院患者受け入れ病床数の医療機関への割り当て等、新型コロナウイルス感染症入院患者の受け入れ体制の整備をお願いしています。

今般、発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している救急患者の搬送先の選定にあたって、非常に時間を要する事例が発生したとの報告がありました。

新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者の対応を行うにあたっては、院内感染対策を十分に行った上で、さらに緊急度や重症度を踏まえながら救命救急医療を実施する必要があるため、従来に比べて格段に困難な状況であると承知しています。

一方で、係る困難な状況であったとしても、新型コロナウイルス感染症の患者かどうかによらず、必要な救急医療を確実に実施するため、救急医療の関係者をお願いしたい事項を下記にまとめたので、管下の医療機関関係者に対してご周知いただきますようお願いいたします。

加えて、都道府県は、市区町村衛生部局や医療機関、消防機関などの関係者とも連携し、地域における救急医療の実態把握につとめ、地域の実情に応じた救急医療体制を構築していただきますようお願いいたします。

なお、日本救急医学会及び日本臨床救急医学会は、「新型コロナウイルス感染症に対応する学会員、救急医療関係者の皆様へ」（令和2年4月9日）において、

現状と課題を整理し、「地域一丸となって、国民の命を守るために、新型コロナウイルス感染症に立ち向かい、救急医療体制を維持していきたい」という声明を出していること、また、本事務連絡については、総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 生命の危険がある救急患者等の受け入れについて

生命が危険な状態にある者又は速やかに診療を行う必要がある者等と考えられる救急患者の受け入れの要請があった際には、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合においても、院内感染対策等を講じ、速やかに受け入れること。

2. 1. 以外の救急患者の受け入れについて

救急患者の受け入れの要請があった際に、当該患者が発熱、呼吸器症状等があることのみをもって、救急患者の受け入れを断らないこと。

このような患者の受け入れ要請があった場合には、従来と同様に基礎疾患や症状の有無等について丁寧に聴取し、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する場合には、患者の緊急度等を踏まえて、都道府県調整本部と調整し、その調整結果に従うこと。

3. 院内感染対策の徹底について

院内感染の発生により救急患者の受け入れを停止せざるを得ない状況も考えられるが、そのような事態を避けるために、院内感染対策を徹底すること。

なお、院内感染対策については「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月7日付け事務連絡）を発出しているので参考にされたい。

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）
- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月7日付け事務連絡）
- 「新型コロナウイルス感染症に対応する学会員、救急医療関係者の皆様へ」（2020年4月9日 日本救急医学会、日本臨床救急医学会）

<https://www.jaam.jp/info/2020/files/info-20200409.pdf>

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 14 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について

「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和 2 年 3 月 6 日付け事務連絡）において、いくつかの仮定を設定した上で数理モデルに基づいて作成した新型コロナウイルス感染症の流行シナリオ（以下「シナリオ」という。）に基づき、国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保のため、地域のピーク時の外来受診患者数、入院治療が必要な患者数、重症者数を計算するための数式をお示しするとともに、シナリオで示されるピーク時の医療需要に備えた入院医療提供体制等の整備の考え方や施策について、「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和 2 年 3 月 26 日付け事務連絡）の別添（以下「3 月 26 日事務連絡別添」という。）においてお示したところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、新型コロナウイルス感染症患者の転院等が必要となることが想定され、一層の広域調整が必要となることから、特に搬送にかかる情報共有等に関して下記の通りとりまとめたので、その内容を御了知の上、管内の医療機関や市区町村などの関係各所への周知の程お願いします。

なお、下記の内容については総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。

記

3月26日事務連絡別添のV. で示した対応に加え、以下の点につき留意すること。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者が入院している医療機関（以下入院医療機関という。）から他の医療機関（以下搬送先医療機関という。）へ搬送する場合、入院医療機関は同医療機関の所在地を所管する都道府県において設置されている、3月26日事務連絡別添のII. において示された「都道府県調整本部」に対して、事前に入院医療機関から以下の点を連絡すること
 - ① 転院する患者に関する情報（氏名、入院日、症状等）
 - ② 搬送先医療機関名（調整済みの場合）
 - ③ 搬送手段、搬送者の所属、車両の所有機関名（調整済みの場合）
- 2 1の連絡を受けた都道府県調整本部は、搬送先医療機関の所在地を所管する市町村又は保健所に以下の点を連絡し、当該市町村又は保健所との連携を図ること
 - ① 転院する患者に関する情報（氏名、入院日、症状等）
 - ② 搬送先医療機関名（調整済みの場合）
 - ③ 搬送手段、搬送者の所属、車両の所有機関名（調整済みの場合）
- 3 1の連絡を受けた都道府県調整本部であって、搬送先医療機関や搬送手段が定まっていない場合、同本部において調整を行うこと
- 4 都道府県調整本部を設置していない都道府県においても、入院医療機関は同医療機関の所在地を所管する保健所に対して1に示した事項を事前に連絡するとともに、同保健所において2及び3にかかる対応を行うこと
- 5 なお、上記の取り扱いに関して、各都道府県等において関係者と協議の上、同内容と別の取り扱いとすることは妨げない

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 14 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について（依頼）

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 4 日付け消防消第 26 号消防庁消防・救急課長、消防救第 28 号消防庁救急企画室長通知）等により、的確な対応をお願いしており、直近では、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和 2 年 3 月 26 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が発出されたことを踏まえ、消防庁より「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について（依頼）」（令和 2 年 3 月 26 日付け消防庁救急企画室事務連絡）（参考資料参照。以下「3月26日付け消防庁事務連絡」という。）を発出したところです。

こうした中、今般、厚生労働省より、全国の都道府県衛生主管部（局）等あて「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について」（令和 2 年 4 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添）が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、患者の転院等に際する一層の広域調整が必要となることに鑑み、特に搬送にかかる情報共有等に関する留意事項が示されました。

つきましては、貴部（局）においては、3月26日付け消防庁事務連絡の内容に加えて、別添及び下記の内容に十分に御留意の上、必要な対応に努めていただきますとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 「都道府県調整本部」が設置されている都道府県においては、新型コロナウイルス感染症患者を、当該患者が入院している医療機関（以下「入院医療機関」という。）から他の医療機関（以下「搬送先医療機関」という。）へ搬送する事案について、入院医療機関から消防機関に対して都道府県調整本部を経由せず直接の連絡がなされた場合には、当該消防機関は、別添事務連絡の記 1～3 の内容を当該入院医療機関に伝達するとともに、都道府県調整本部や当該入院医療機関等との間で適切な調整・連携を図るよう努められたい。

- 2 都道府県調整本部が設置されていない都道府県においては、新型コロナウイルス感染症患者を、入院医療機関から搬送先医療機関へ搬送する事案について、入院医療機関から消防機関に対して当該入院医療機関の所在地を所管する保健所を経由せず直接の連絡がなされた場合には、当該消防機関は、別添事務連絡の記4の内容を当該入院医療機関に伝達するとともに、当該保健所や当該入院医療機関等との間で適切な調整・連携を図るよう努められたい。
- 3 なお、上記の取り扱いに関しては、各都道府県や各消防機関における状況等に鑑みて、同内容と別の取り扱いとすることは妨げない。

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 小谷専門官、伊藤理事官、増田係長、富樫主査

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp